

## 業務及び財産の状況に関する説明書類

第3期 2024年7月1日から 2025年6月30日まで

2025年9月29日

監査法人名 きぼう監査法人  
所 在 地 愛知県名古屋市中村区名駅3丁目  
2番22号  
代 表 者 代表社員 石崎 勝夫

### 一. 業務の概況

#### 1. 監査法人の目的及び沿革

##### (1) 目的

- ① 財務書類の監査又は証明の業務(以下「監査証明業務」という。)
- ② 財務書類の調製、財務に関する調査若しくは立案又は財務に関する相談の業務
- ③ 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

##### (2) 沿革

2022年8月	きぼう監査法人を設立
2024年1月	上場会社等監査人名簿へ登録

#### 2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

当法人は無限責任監査法人であります。

#### 3. 業務の内容

##### (1) 業務概要

当事業年度は監査証明業務の新規の契約が4社あり、当事業年度末の監査契約先は14社（うち大会社等はありません）となりました。また、非監査証明業務は新規上場を目指す会社の会計指導等を5社に対して実施しました。

##### (2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当進事項はありません。

### (3) 監査証明業務の状況

2025年6月30日現在

種別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
①金商法・会社法監査	一社	一社
②金商法監査	—	—
③会社法監査	1社	—
④学校法人監査	—	—
⑤労働組合監査	—	—
⑥その他の法定監査	11社	—
⑦その他の任意監査	2社	—
計	14社	一社

### (4) 非監査証明業務の状況

2025年6月30日現在

種別	区分	
	総数	内大会社等の数
対象会社数	5 社	1 社

## 4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

### (1) 業務の執行の適正を確保するための措置

#### ① 経営の基本方針

当法人は経営理念として、「資本市場の健全な発展のために社会の希望の光となる」旨を掲げており、その実現のための行動指針として「公正不偏の態度を貫き常に誠実に」や「質の高い監査を追求する姿勢及び取り組みを継続する」といった事項を定めております。

#### ② 経営管理に関する措置

当法人は業務の品質の確保を重要視することをパートナー間の共通認識とし、法人の経営管理組織として社員全員で構成される「社員会」を唯一の意思決定機関と位置づけ、経営管理の運営を行っています。社員会は毎月開催し、経営管理に関する情報共有を行うほか、課題の解決について議論を行うとともに、重要事項について社員会にて決定しております。

### ③ 法令遵守に関する措置

当法人は「監査の品質管理規程」において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に準拠して監査業務を実施すること及び監査責任者自らそれらを遵守するとともに監査チームメンバーに遵守する旨指示することを定めています。

## (2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

### ① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

#### (職業倫理)

当法人に所属する専門要員が遵守すべき職業倫理は「監査の品質管理規程」及び「倫理規則細則」にその方針及び手続を定められており、当法人は所属する専門要員に対してこれらの遵守を求めるとともに、遵守状況を確認しています。

#### (独立性)

当法人は、毎年定期的に及び必要に応じ、日本公認会計士協会の倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」を利用して、当法人及び専門要員に関する監査対象会社に対する独立性を調査しております。

#### (業務執行社員等のローテーション)

当法人は大会社等の監査業務については、業務執行社員及び審査担当者の監査期間は一定期間以内とすることを義務付けております。

また、大会社等以外の監査業務のうち、一定以上の事業規模の会社の監査業務については、業務執行社員の監査期間は一定期間以内とすることを義務付けております。

### ② 業務に係る契約の締結及び更新

当法人は監査契約の新規の締結及び更新に関する方針と手続を「監査の品質管理規程」に定めています。監査契約の新規の締結の可否判断に当たっては、経営者の誠実性や対象業種の複雑性、業務経験者を含む人的資源の確保の状況等を勘案して、最終的に社員会において承認・決定することとし、監査契約の更新については、審査担当社員による審査を経て決定することとしております。

### ③ 業務を担当する社員その他の者の選任

監査チームの選任について、業務執行社員は、従前の業務経験及び当法人が提供する不正に関する教育・訓練の機会を通じて得られた監査実施者の知識及び能力の程度を考慮することとしております。

④ 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分

ア. 社員の報酬の決定に関する事項

社員の報酬は、担当する監査業務への従事割合や、品質管理業務等の法人管理業務への貢献度、非監査業務実施への貢献度等一定の評価基準により、評価・決定しております。

イ. 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

当法人は所属する専門要員の能力を維持・向上するために、定期的に法人内研修会を開催しております。また、公認会計士については、日本公認会計士協会が実施する継続的専門能力開発制度（CPD）のEラーニング科目の中から必修・推奨するものを選定し、専門要員に履修させています。

さらに公認会計士についてはCPDの履修状況を管理し、必要履修単位に満たない場合は単位取得が完了するまで監査業務に従事させない措置をとっております。

ウ. その他

業務を担当する監査責任者を含めて、監査チームの編成に当たっては、同様業務の実務経験や能力、独立性、監査業務の遂行に十分な時間の確保の状況、当法人が定める品質管理に関する方針及び手続への理解の程度等を考慮して、決定しております。

当法人は小規模であることから、当面は経営理念・行動指針に賛同頂けること、及びある程度の監査実務経験を有し自律的に行動できることを満たす専門要員を採用することとしています。

⑤ 業務の実施及びその審査

ア. 専門的な見解の問合せ

当法人は適切な判断が困難であったり、見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項を解決したりするため、専門的な問い合わせに関する方針及び手続を「監査の品質管理規程」及び「専門的な見解の問い合わせに関する規則」等に定めて運用しております。

イ. 監査上の判断の相違の解決

当法人の監査チームは監査チーム内、監査チームと専門的な見解の問い合わせの助言者との間又は業務執行社員と審査担当社員との間に監査上の判断の相違が

生じた場合、監査上の判断の相違が解決されない限り、監査報告書は発行しないこととしております。

#### ウ. 監査証明業務に係る審査

当法人では原則としてすべての監査業務について、監査チームが行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するために、関与先ごとに審査担当者を選任して、審査担当者による審査を実施しております。

また、「審査規程」や「審査手続マニュアル」において、審査担当者の適格性、審査時の実施事項等を定めております。

#### エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当法人では現状、被監査会社数が限定的であることから電子監査調書システムを採用しておりませんが、監査調書については電子的に作成し、その監査調書については読み取り専用のDVDに焼き付け、常時施錠されている調査保管庫に保管することとしております。

なお、今後、被監査会社の増加することを想定し、監査調書の電子化システムを導入すべく準備を進めております。

#### ⑥ 業務に関する情報の収集及び伝達

品質管理責任者は、識別した不備に重要な改善を要する事項であるか否かを判断し、重要性が高いと考えられる不備については、是正方針を定め、業務執行社員等に当該不備と決定した是正方針を伝達し、速やかに是正措置を講じることを求め、その遂行状況を確認することとしております。

#### ⑦ 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当法人は、監査基準報告書900「監査人の交代」に準拠して、監査人の交代を行うための方針及び手続を「監査の品質管理規程」に定めております。

新規契約に当たって前任監査人が存在する場合は、前任監査人への質問及び監査調書の閲覧等を通じて監査契約の受嘱可否に必要な情報を入手・検討することとしています。また、当法人が前任監査人となる場合は、後任監査人の監査契約の締結に当たっての判断及び監査を実施する上で有用な情報を誠実かつ明確に提供することとしています。

- ⑧ ①から⑦までに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化  
当法人の「監査の品質管理規程」に基づき、品質管理システムの整備及び運用、モニタリング及び改善プロセスに関する責任を品質管理責任者である最高経営責任者（代表社員）に割り当てております。  
当法人の品質管理システムに関する最高責任は、最高経営責任者（代表社員）が負うものとしております。
- ⑨ ①から⑧までに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施  
当法人は、品質管理基準報告書第1号に準拠して、品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価、品質リスクに対処するための対応から成る、リスク評価プロセスをデザインし、適用することを「監査の品質管理規程」に定めております。品質目標の設定や品質リスクの識別及び対応方針の設定には、品質管理基準報告書第1号実務ガイドライン第4号の様式例を用いております。
- ⑩ ①から⑧までに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善  
当法人は「監査の品質管理規程」において、品質管理のシステムに関する諸方針及び手続が適切かつ十分であるとともに、有効に運用され、かつ遵守されていることを合理的に確保するために、品質管理のシステムの監視に関するプロセスを定めております。当該プロセスは日常的な監視及び定期的な検証からなり、発見された不備の影響を評価し、是正措置が必要な不備である場合には改善を要する事項を検討し、適切な是正措置をとることとしております。

(3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

当法人の社員はすべて公認会計士であるため、当該不当な影響を及ぼすことは無いと考えられることから、特段の措置を講じていません

(4) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による調査（品質管理レビュー））を受けた年月

2024年10月

(5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表

して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

当法人の代表社員である石崎勝夫は、当法人の業務の品質管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正であることを確認いたしました。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

該当事項はありません

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

該当事項はありません

## 二. 社員の概況

### 1. 社員の数

公認会計士	特定社員	合計
6人	一人	6人

### 2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

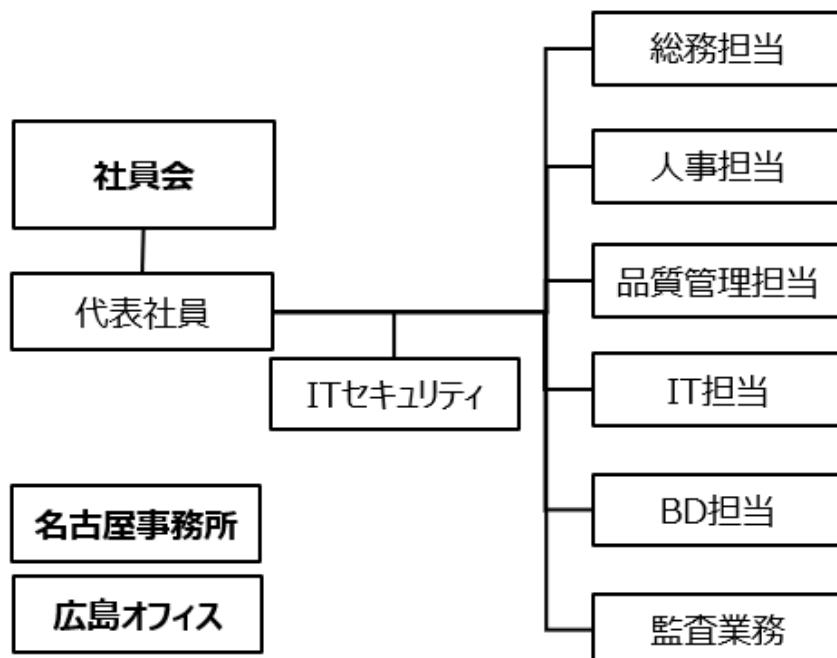
合議体 の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
社員会	経営方針の決定に関する事項、業務執行の適正を確保するための措置を含む重要な業務執行の決定に関する事項、重要な契約の締結に関する事項、法人諸規則を改廃する場合、監査契約の新規締結又は継続に関する事項等	6人	一人	6人

### 三. 事務所の概況

名称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			公認会計士である使用人の数	
		社員				
		公認会計士	特定社員			
名古屋事務所	名古屋市中村区名駅3丁目2番22号	5人	一人	5人	1人	
広島オフィス	広島市南区京橋1丁目7番地	1人	一人	1人	一人	
計		6人	一人	6人	1人	

### 四. 監査法人の組織の概要

2025年6月30日現在



## 五. 財産の概況

### 1. 売上高の総額

(単位:千円)

	第2期 2023年7月1日～ 2024年6月30日	第3期 2024年7月1日～ 2025年6月30日
売上高		
監査証明業務	39,023	57,118
非監査証明業務	8,068	37,675
合計	47,091	94,793

### 2. 直近の二会計年度の計算書類

当法人は無限責任監査法人のため、添付しておりません。

### 3. 2. に掲げる計算書類に係る監査報告書

当法人は無限責任監査法人のため、添付しておりません。

### 4. 供託金等の額

当法人は無限責任監査法人のため、該当事項ありません。

### 5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

当法人は無限責任監査法人のため、該当事項ありません。

## 六. 被監査会社等（大会社等に限る。）の名称

該当事項はありません。

以 上